

- 一 會員の失職疾病者の共済、職業紹介、法律相談、第七條の規定による事項
- 一 商業使用人保護法規の制定促進運動
- 一 全國的商業使用人同盟の實現
- 一 其他大會及理事會の決議による事項

第四章 會 員

第六條 本會員たらんとするものは一ヶ月分以上の本會費を添へ本會へ申込むべし

第七條 本會員は自己の権利の擁護及幸福増進に關し特に其主張をなさんとする時は本會の援助を受くることを得

第八條 本會員は本會規約第十三條の實現により毎月會費を納付するものとす

第五章 大 會

第九條 大會は毎年一月一回大會を催し會計報告役員改選を行ひ其他本會の重要事項に就き協議す

第十條 大會の決議は大會に出席したる本會費完納者會員の過半数を以て之を定む、賛否同數なるときは議長之を決す

第十一條 本會の議長は會長之に任ず

第六章 會 計

第十二條 本會經費は本會費を以てし本會々計之を管理す

第十三條 本會の會費を一ヶ月金拾錢とす、但し理事會の決議により會費より多からざる程度に於て臨時會費を徴收することを得

第十四條 既納の會費は理由の如何に拘らず之を返戻せず

第十五條 本會の收支決算は毎年本會大會に於て大會の承認を得るものとす

第七章 理 事 會

第十六條 會長は本會の重要事項にして緊急を要するものと見做したる時理事三名以上の同意を得て理事會を召集することを得

第十七條 理事會を以て本會の執行機關とす

第十八條 理事會の細則は別に之を定む

第八章 役 員

第十九條 本會役員は會長一名理事十二名より成り大會に於て會費完納者中より之を選挙す、但選挙の方法は先づ會員中より理事十二名を選挙し理事長より會長一名理事長一名兼任會計二名を互選す、各役員の年限を一箇年とし再選を妨げず

第二十條 會長は本會を代表し大會及理事會の決議に基き本會一切の事務を統理す

第二十一條 理事長は會長の同意を得て會務を處理し會長欠員及不在の時之れを代理す

第二十二條 理事は理事會に出席し緊急事項を協議し又は特に定めたる任務を遂行す

第二十三條 會計は本會收支一切の事務を處理す

第九章 雜 則

第二十四條 事業の細則は別に之を定む

北大阪純労働會規約

(一) 本組合は北大阪労働會と云ひます

(二) 本組合は北大阪地方に生活し或は就職して居る男女の労働者を以て組織します

(三) 本組合は労働者の實際生活の向上を計る事を以て目的とします

(四) 本組合は左の事業を行います

- イ 労働條件の改善
- ロ 法律相談
- ハ 機關紙發行
- ニ 其他目的の遂行に必要な事業

(五) 本組合は當分の内六名の世話人を置き事務を處理します

(六) 本組合員は毎月金貳拾錢組合費を負擔するの義務を持ちます(但し加入のときは加入金拾錢いります)

(七) 本組合は毎年四回組合員大會を開き會計及び會務の報告をいたします

但し必要がある時は臨時大會を開くことができます

(八) 本規約に定めてないことは組合員相談の上決めませう

舊友愛會々則

第一條 本會は友愛會と稱す

第二條 本會の目的は綱領に掲げたる三要領の定むるところを貫徹するにあり

第三條 本會は第二條の目的を達せんがために毎月一回例會を開き毎年一回總會を開く

但し會長は必要と認むる場合に於て臨時集會を招集することを得

第四條 本會の目的を達するに必要と認むる事業は例會の協議を経て會長之を遂行す

第五條 本會の事務所は當分の内之を東京市芝區三田四國町二番地六號惟一館内に置く

第六條 本會は本會の會務を遂行せんがために會長一名、幹事若干名を置く

會長は本會の會務を遂行せんがために會務を統理し本會に關する一切の責任に任ず幹事は會長の指導に従ひ之を補佐し會務を處理するものとす

會長及幹事の任期は之を一ヶ年とし毎年一回總會に於て之を改選す但し再選を妨げず選舉の方法は之を會員の互選とす

第七條 本會々員たらんとする者は會員二名の紹介に依り本會幹事に申込むべし

本會正會員の資格は勞働者に依る

勞働者以外の者にして本會に同情を有する者又は特殊の功勞あるものは賛助會員に推薦す

第八條 本會は本會正會員以外にして學識名望あり且つ本會に特殊の同情を有する人々を以て本會の顧問又は評議員を推薦することを得

第九條 本會正會員は本會を維持せんがために毎月定額の會費を納むるの義務あるものとす

第十條 本會正會員は本會の諸集會に出席し發言並に投票の權利を有す

顧問、評議員、贊助會員は本會の諸集會に出席し發言の權を有すれども議決の數に加はることを得ず

第十一條 本會は本會の發達に従ひ會員の職業別に依り各部其部會を編成することあるべし

第十二條 本會々員規定以外の事項にして本會の發達と認むるものは舉げて之を會長の自由裁量に委す

本會々則の修正變更は本會例會に於て出席正會員の過半數を以て決す

附 則

第一條 本會は毎月一回(一日)例會を開く

第二條 本會正會員一ヶ月の會費は當分の内之を金五錢とす

第三條 本會に同情を有し且つ毎月金貳拾錢以上の維持金費を納むるものを贊助會員とす

本調査は課員井上厚三郎をして調査せしめ
たるものにして一般の参考となるべきを信
じ茲に公刊する所以なり

大阪市社会部調査課

大正十三年十一月十二日印刷
大正十三年十一月十五日發行

勞働組合運動史附
正價金參圓

編纂者

大阪市社會部調査課

印發者兼

京都市丸太町通寺町東入
八坂淺次郎



印刷所

京都市夷川通川端東入
弘文堂印刷部

發行所

京都市丸太町寺町東入
振替大阪三五二六四番

弘文堂書房

大 阪 市
社 會 部 調 查 課 編 纂

日 備 勞 働 者 問 題

正 價 貳 圓 五 拾 錢
送 料 拾 八 錢

朝 鮮 人 勞 働 者 問 題

正 價 金 壹 圓
送 料 拾 八 錢

最 近 勞 働 爭 議 顛 末

第 一 卷

正 價 金 貳 圓
送 料 拾 八 錢

最 近 勞 働 爭 議 顛 末

第 二 卷

正 價 壹 圓 八 拾 錢
送 料 拾 八 錢

工 場 勞 働 雇 傭 關 係

正 價 金 參 圓
送 料 拾 八 錢

餘 暇 生 活 の 研 究

正 價 貳 圓 八 拾 錢
送 料 拾 八 錢

弘 文 堂 發 兌

終